

史料四 吾妻鏡 治承四年（一一八〇）九月

九日戊午、盛長自千葉帰参申云、至常胤之門前、案内之處、不經幾程招請于客亭、常胤兼以在彼座、子息胤正胤頼等在座傍、常胤具雖聞盛長之所述、暫不發言、只如眠、而件両息同音云、武衛興虎牙跡、鎮狼喉給、
緯最初有其召、服應何及猶予儀哉、早可被獻領狀之奉者、常胤之、心中領狀更無異儀、令興源家中絶跡給之条、感涙遮眼、非言語之所覃也者、
其後有盃酒次、當時御居所非指要害地、又非御曩跡、速可令出相模國鎌倉給、常胤相率門客等、為御迎可參向之由申之、

〔読み下し〕

盛長千葉より帰参し申して云はく、「常胤の門前に至り、案内の處、幾程を経ず客亭に招き請ふ。常胤兼ねて以て彼の座に在り。子息胤正・胤頼等座の傍に在り。常胤具に盛長の述ぶるところを聞くと雖も、暫く言を発せず。只眠れるが如し。而るに件の両息同音に云はく、『武衛虎牙の跡を興し、狼喉を鎮め給ふ。緯の最初に其の召有り。服應何ぞ猶予の儀に及ばんや。早く領狀の奉を献ぜらるべし』てへれば、常胤之はく、『心中領狀更に異儀無し。源家中絶の跡を興さしめ給ふの条、感涙眼を遮り、言語の覃ぶところに非ざるなり也』てへり。其の後盃酒有る次に、『当時の御居所は指してる要害の地に非ず。又御曩跡に非ず。速かに相模国鎌倉に出でしめ給ふべし。常胤門客等を相率して、御迎への為に参向すべき』の由これを申す。」





史料五 吾妻鏡 治承四年（一一八〇）九月

十三日壬戌、出安房国、命赴上總國給、所從之精兵及三百余騎、而廣常聚軍士等之間、猶遲參云云、今日、千葉介常胤相具子息親類、欲參于源家、爰東六郎大夫胤頼談父云、當國目代者、平家方人也、吾等一族悉出境參源家、定可挿凶害、先可誅之歟云云、常胤早行向可追討之旨加下知、仍胤頼并甥小太郎成胤、相真郎從等、競襲彼所、目代元自有勢者也、令數十許輩防戰、于時北風頻扇之間、成胤廻僕從等於館後令放火、家屋燒亡、目代為遁火難、已忘防戰、此間胤頼獲其首、

〔読み下し〕

安房国を出でて、上総国に赴かしめ給ふ。従ふところの精兵三百余騎に及ぶ。而るに広常軍士等を聚むるの間、猶遲參すと云云。今日、千葉介常胤子息親類を相具して、源家に参らんと欲す。爰に東六郎大夫胤頼、父に談じて云はく、「当國目代は平家の方人なり。吾等一族悉く境を出でて源家に参らば、定めて凶害を挿むべし。先づこれを誅すべきか」と云云。常胤、「早く行き向ひて追討すべき」の旨、下知を加ふ。仍て胤頼并びに甥小太郎成胤、郎從等を相具し、彼の所を競ひ襲ふ。目代元より有勢の者なり。数十許りの輩防戦せしむ。時に北風頻りに扇ぐの間、成胤僕從等を館の後に廻らし放火せしむ。家屋焼亡す。目代火難を遁れんがため、已に防戦を忘る。此の間、胤頼其の首を獲る。

史料六 吾妻鏡 治承四年（一一八〇）九月

十四日癸亥、下総国千田庄領家判官代親政者、刑部卿忠盛朝臣の智なり。平相国禪閣相國禪閣通其志之間、聞目代被誅之由、率軍兵欲襲常胤、依之、常胤孫子小太郎成胤相戦、遂生虜親政訖、

〔読み下し〕

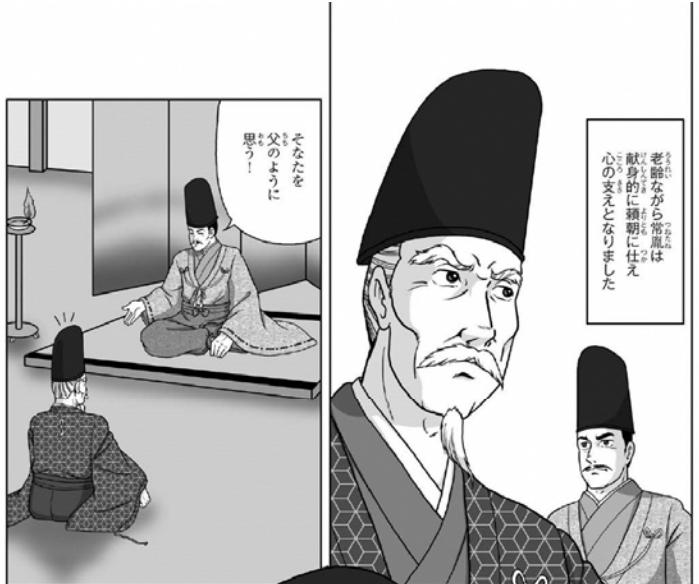
下総国千田庄領家判官代親政は、刑部卿忠盛朝臣の智なり。平相国禪閣に其の志を通ずるの間、目代被誅せらるるの由を聞き、軍兵を率して常胤を襲はんと欲す。これに依り、常胤が孫子小太郎成胤相戦ひて、遂に親政を生虜にし訖はぬ。

史料七 吾妻鏡 治承四年（一一八〇）九月

十七日丙寅、不待広常参入、令向_二下總國給、千葉介常胤相眞子息太郎胤正、次郎師常、_{号相}馬、三郎胤成、武石、四郎胤信、_{大須}賀、五郎胤道、国分、六郎大夫胤頼、東、嫡孫小太郎成胤等參会于下總國府、從軍及三百余騎也、常胤先召覽囚人千田判官代親政、次獻駄餉、武衛令招常胤於座右給、須以司馬為父之由被仰云云、常胤相伴一弱冠、進御前云、以之可被用、今日御贈物云云、是陸奥六郎義隆男、_{号毛利冠者}賴隆也、着紺村濃鎧直垂、加小具足、跪常胤之傍、見其氣色給、尤可謂源氏之胤子、仍感之、忽請常胤之座上給、父義隆者、去平治元年十二月於天台山龍華越、奉為故左典廐棄命、于時賴隆產生之後、僅五十余日也、而被處件縁坐、永曆元年二月、仰常胤配下總國云云、

〔読み下し〕

広常の参入を待たず、下總国に向はしめ給ふ。千葉介常胤、子息太郎胤正、次郎師常、_{号相}馬、三郎胤成、武石、四郎胤信、_{大須}賀、五郎胤道、国分、六郎大夫胤頼、東、嫡孫小太郎成胤等を相具し、下總国府に参会す。從軍三百余騎に及ぶなり。常胤、先づ囚人千田判官代親政を召し覽じ、次で駄餉を献ず。武衛、常胤を座右に招かしめ給ひ、「須く司馬を以て父たる」の由仰せらると云云。常胤一の弱冠を相伴ひ、御前に進めて云はく、「これを以て用ゐらるべし。今日の御贈物なり」と云云。是陸奥六郎義隆の男、毛利冠者賴隆と号するなり。紺村濃の鎧直垂を着し、小具足を加へ、常胤の傍に跪く。其の氣色を見ふに、尤も源氏の胤子と謂ふべし。仍てこれを感じ、忽ち常胤の座上に請じ給ふ。父義隆は、去ぬる平治元年十二月、天台山龍華越に於て、故左典廐の奉為に命を棄つ。時に賴隆、產生の後、僅かに五十余日なり。而るに件の縁坐に処せられ、永曆元年二月、常胤に仰せて下總国に配すと云云。



22



21

*ひと働き：頼朝と面会する前に、平氏側の勢力であった下総の自代（代官）を常胤が討ち取ったことを指します。

史料八 吾妻鏡 建久三年（一一九二）八月

五日乙巳、令補將軍給之後、今日政所始、則渡御、

家司

別當

前因幡守中原朝臣広元 前下総守源朝臣邦業

令

民部少丞藤原朝臣行政

案主

藤井俊長

知家事

中原光家

大夫属入道善信、筑後權守俊兼、民部丞盛時、藤判官代邦通、前隼人佑康時、前豊前介実俊、前右京進仲業等候其座、千葉介常胤先給御下文、而御上階以前者、被載御判於下文訖、被始置政所之後者、被召返之、被成政所下文之處、常胤頗確執、謂政所下文者、家司等署名也、難備後鑑、於常胤分者、別被副置御判、可為子孫末代龜鏡之由申請之、仍如所望云云、

被載御判

下 下総国住人常胤

可早領掌相伝所領新給所所地頭職事

右、去治承比、平家擅世者、忽緒 王化、剩岡逆節、爰欲追討件賊徒、運籌策之處、常胤奉仰朝威、參向最前之後、云合戰之功績、云奉公之忠節、勝傍輩致勤厚、仍相伝所領、又依軍賞充給所所等地頭職、所成給政所下文也、任其狀、至于子孫、不可有相違之狀如件、

建久三年八月五日

〔読み下し〕

將軍に補せしめ給ふの後、今日政所始。則ち渡御す。（中略）

大夫属入道善信、筑後權守俊兼、民部丞盛時、藤判官代邦通、前隼人佑康時、前豊前介実俊、前右京進仲業等、其の座に候ず。千葉介常胤、先づ御下文を給はる。而るに御上階以前は、御判を下文に載せられ訖んぬ。政所を始め置かるるの後は、これを召し返されて、政所の下文を成さるの處、常胤頗る確執す。「政所下文と謂ふは、家司等の署名なり。後鑑に備へ難し。常胤分に於ては、別して御判を副へ置かれ、子孫末代の龜鏡たるべき」の由、これを申し請ふ。仍て所望の如しと云々。

御判を載せらる。

下す 下総国住人常胤

早く相伝の所領・新給の所所の地頭職を領掌すべき事。

案主

藤井俊長

知家事

中原光家

大夫属入道善信、筑後権守俊兼、民部丞盛時、藤判官代邦通、前隼人佑康時、前豊前介実俊、前右京進仲業等候其座、千葉介常胤先給御下文、而御上階以前者、被載御判於下文訖、被始置政所之後者、被召返之、被成政所下文之處、常胤頗確執、謂政所下文者、家司等署名也、難備後鑑、於常胤分者、別被副置御判、可為子孫末代龜鏡之由申請之、仍如所望云云、

被載御判

下 下總國住人常胤

可早領掌相伝所領新給所所地頭職事

右、去治承比、平家擅世者、忽緒 王化、剩岡逆節、爰欲追討件賊徒、運籌策之處、常胤奉仰朝威、參向最前之後、云合戰之功績、云奉公之忠節、勝傍輩致勤厚、仍相伝所領、又依軍賞充給所所等地頭職、所成給政所下文也、任其狀、至于子孫、不可有相違之狀如件、

建久三年八月五日

〔読み下し〕

將軍に補せしめ給ふの後、今日政所始。則ち渡御す。(中略)

大夫属入道善信、筑後権守俊兼、民部丞盛時、藤判官代邦通、前隼人佑康時、前豊前介実俊、前右京進仲業等、其の座に候ず。千葉介常胤、先づ御下文を給はる。而るに御上階以前は、御判を下文に載せられ訖んぬ。政所を始め置かるるの後は、これを召し返されて、政所の下文を成さるの處、常胤頗る確執す。「政所下文と謂ふは、家司等の署名なり。後鑑に備へ難し。常胤分に於ては、別して御判を副へ置かれ、子孫末代の龜鏡たるべき」の由、これを申し請ふ。仍て所望の如しと云々。

御判を載せらる。

下す 下總國の住人常胤

早く相伝の所領・新給の所所の地頭職を領掌すべき事。

右、去ぬる治承の比、平家世を擅にすれば、王化を忽緒し、剩つさへ逆節を図る。爰に件賊徒を追討せんと欲し、籌策を運らすの處、常胤、朝威を仰ぎ奉り、最前に参向するの後、合戦の功績と云ひ、奉公の忠節と云ひ、傍輩に勝ぐれ勤厚を致す。仍て相伝の所領、又軍賞に依り充て給はる所等の地頭職、政所の下文を成し給はるところなり。其の状に任せて、子孫に至り、相違有るべからざるの状、件の如し。

建久三年八月五日